



セキヤノアキチヨウジ

本州の岐阜県から四国、九州方面にアキチヨウジがあるのに対し、それより東の関東地方、中部地方に、それによく似たセキヤノアキチヨウジという長い名前のもがある。
区別点はいくつかあるが、アキチヨウジのほうが花つきがよく、草そのものがっちりしている。そして、がく片とがらない。

関東系のセキヤノアキチヨウジは花がややパラパラとつき、葉は薄く弱々しい、また、がく片が鋭くとがる特徴がある。
和名の秋丁字（あきちようじ）は秋に丁字形の花をつけることによる。関屋とは何かということがよく話題になる。
関屋とは昔の関所もしくは関所の人たちの住まいのこと、本種が箱根で最初に気づかれたことから関屋を冠したものである。

《今月の笑顔》 SEIBU 西武信用金庫 八王子支店 よこやま あや か 横山彩夏さん

- ★ 法人会の《平成31年度税制改正に関する提言》
「財政健全化目標の早期達成と、
中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！」
- ★ タックスコーナー「平成30年分の年末調整における留意事項等」
- ★ 税務問答「新事業承継税制とは？」
- ★ 経営コラム「社会環境の変化対応は冷静な判断を」



公益社団法人
八王子法人会



という。
秋の山地で出会う花で、青紫色の花はとくに繊細な感じのする魅力のある花である。

写真・資料提供 菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

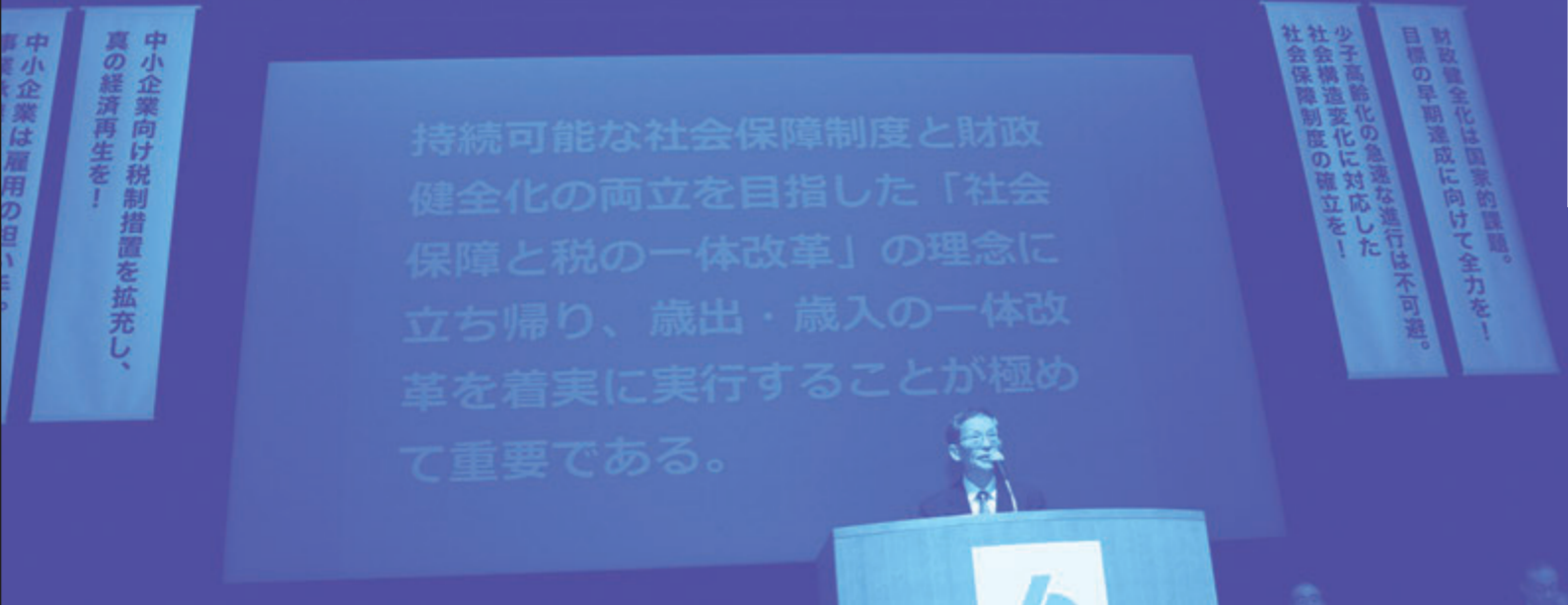
○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —



持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！

全国80万社・会員企業の声を結集

2018年10月11日、とりぎん文化会館において開催された「第35回法人会全国大会・鳥取大会」において、全国の法人会員企業の総意として取りまとめられた「平成31年度税制改正に関する提言」についての報告と「平成31年度税制改正スローガン」の発表が行われました。

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

■大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に緩やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言いがたい。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引き上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の高い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日
 全国法人会総連合全国大会



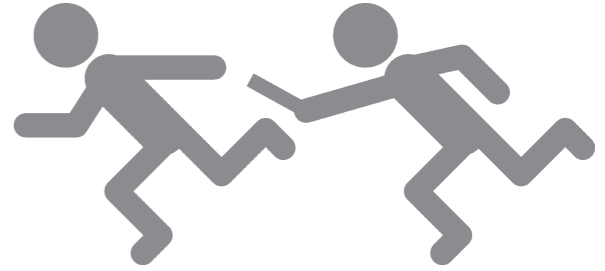
- 当会よりの参加者
- 多田会長
 - 小林副会長(税制委員長)
 - 飯沢副会長(研修委員長)
 - 太田税制副委員長
 - 齋藤税制委員
 - 田宮税制委員
 - 高石事務局長



新事業承継税制とは？

～ 経理課社員リサ と 顧問税理士サキ先生 の税務問答 ～

税理士 山宅孝道



リサ 最近話題になっている新事業承継税制とは、どのような制度なのでしょう。

サキ先生 平成30年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置(一般措置)に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改正された特例措置が創設されました。この特例措置については、10年間の措置ですので、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続が対象となっています。

リサ 特例措置について、具体的に猶予される税額は変わりますか。

サキ先生 今までの一般措置は猶予の対象となる株式が発行済議決権株式総数の3分の2までであり、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予されました。新たな特例措置については、猶予の対象となる株式が全ての発行済議決権株式となり、贈与税・相続税ともその全額が猶予されることになっています。

リサ 特例措置については、代表権を有していなかった人からの株式も対象になると聞いていますが、詳しく教えてください。

サキ先生 一般措置は、先代経営者からの贈与や相続で取得した株式についてしか、納税猶予の対象となりませんが、今回の特例措置では、先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代経営者以外の人を持っている株式も納税猶予の対象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、お母様が株式の一部を持っている場合なども、その株式が納税猶予の対象となります。また、先代経営者と親族関係がない、第三者が持っている株式であっても対象となります。

リサ 贈与の場合、その時期や期限とかはありますか。

サキ先生 代表権を有していなかったお母様から株式の贈与を受け、特例措置の適用を受ける場合、先代経営者の贈与の日から経営継承期間内に申告期限が到来する株式の贈与が対象となります。

具体的な例として、先代経営者であるお父様からの株式の贈与が2018年11月1日だった場合、特例経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限である2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3月15日となります。お母様からの株式の贈与が対象となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与となりますので、2023年12月31日までに贈与された株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内(2024年3月15日まで)に贈与された株式ではありませんので、注意しなければいけませんね。

なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。

リサ 時期や期限に注意しないと大変なことになってしまいますね。

サキ先生 そうですね、ほかにも特例承継計画の提出などの適用要件はありますから、適用要件を確認しながら進めることが大切です。

■ 筆者紹介 **山宅孝道** (やまけたかみち)
 1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に2013年7月退職。
 埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要事例集」(共著、税務研究会)。

平成30年分の年末調整における留意事項等

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

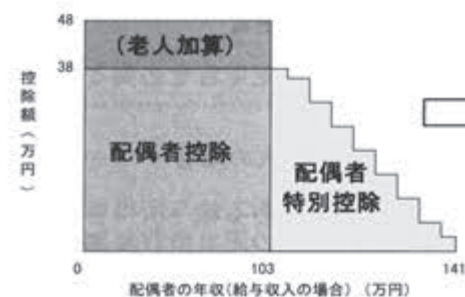
1-1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

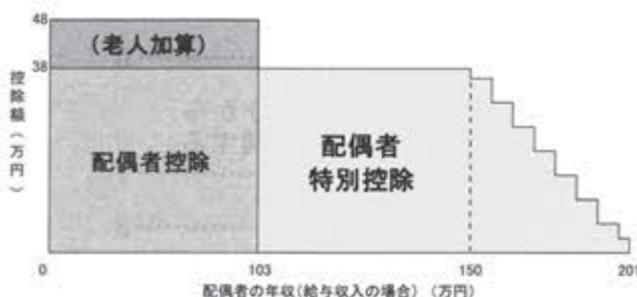
【改正前】

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



【改正後】

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
(図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者特別控除	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

- (注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

1-2 各種申告書等の様式変更

(1) 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成29年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

これに伴い、平成29年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」(兼用様式)については、平成30年分は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

(2) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。

また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載していましたが、平成30年分の源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者(特別)控除額」に記載することとされました。

平成29年分 源泉徴収簿(抜粋)

平成30年分 源泉徴収簿(抜粋)

生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者(特別)控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	(1,000円未満切捨て)	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	(1,000円未満切捨て)

■税や社会貢献をテーマに、さまざまな事業活動を展開してきた法人会。各事業の企画立案から運営までは、それぞれの分野ごとに構成された7つの委員会が担当しています。

シリーズでご紹介している委員会探訪、最終回は「広報委員会」を取り上げます。

■昭和51年の社団化から40年余、税からはじまり、企業経営、そして社会貢献と守備範囲を拡げ、時代における社会のニーズに応じてきた法人会。

手がける分野の拡大に伴い、所属会員へのサービスだ

けでなく、地域社会との関わりも含め、会への注目が集まるなか、内外に向けての情報発信、広報というものが重視されてきています。

■これを受け、税をはじめとした正確で最新の情報、企業経営に欠かせない有益なコンテンツ、各方面に向け取り組みを行なっている会活動状況の報告など、幅広く提供を行なうのが広報委員会の仕事。

毎月発行の情報誌「きずな」やウェブサイト、イベントでのPRなど、年間を通して積極的に活動を行なっています。

税と経営、社会への貢献を軸に、会内外に向け 広く最新の情報を発信

委員会探訪7

広報委員会



▼ 委員会審議の様様

会報を毎月発行している関係で、原則的に委員会は毎月開催され、次回以降発行の会報の編集内容と併せて前号の内容の振り返りを毎回行なっています。

6月に開催された第3回委員会では、発行されたばかりの6月号の内容説明から始まり、9月号の編集内容について検討を行ないました。



続いての議題は、秋に予定している「税を考える週間」に向けて、法人会としての協賛事業の実施について検討が行なわれました。

これまで恒例で実施し来場者に好評をいただいていた「いちよう祭り」への出店も、昨年度設営会場が変更となり新しい環境で臨んだこともあり、昨年度の実績に加え、各委員の所感と反省点をもとに、本年度の事業展開について活発な論議が交わされました。



◀ 会と会員を結ぶ、会報「きずな」

税に関する最新情報と企業経営や社会情勢、そして近年大きな問題となっている人事労務など、事業を進めるうえで不可欠で有益な情報を満載した情報誌を毎月お届けしています。

また、会活動の動き、法人会の行なっている研修事業の誌面でのレポートなど、多忙で会活動になかなか参加できない方への情報提供も、会報の大切な役目です。

これに加え、公益社団化以降は、それまでの所属会員へのサービスだったものから、広く一般に向けての情報発信にウェイトを置き、編集の段階から内容の公益性を常にチェック。加えて誌面だけでなくウェブサイトでの情報発信も行い、公益法人としての法人会の姿を知り、理解してもらうためのツールとして力を入れています。

▼ 情報の収集と発信「税に関するアンケート調査」

税のオピニオンリーダーである法人会。より公平で健全な税制の確立に向け、さまざまな方策を進めていますが、その一つとして、大勢の一般市民の集まるイベントに出展し、アンケートで市民の生の声を収集します。

同時に税に関するパンフレットの配布、そして法人会の会活動の紹介を通じて、会の存在を広く知ってもらい、活動内容を理解していただくこと、社会における会の認知度を上げるためのPRなど、情報の収集と発信を同時に行なっています。



【広報委員会】

(委員長)

清宮 仁 (株)テージーケー

(副委員長)

川村元昭 (株)高尾工芸
新井貫仁 (有)新永商事
田後重喜 (株)総合企画恵比寿
五十嵐 務 (株)周越テクニカ
小山 晶 (有)小山自動車

(委員)

比留間全之 (有)比留間石材店
坂本光右 (株)大東建物管理
齊藤万理子 びおら(株)
小山竜太郎 (株)千賀良織
串田一訓 (株)ゆうしん
青木耕三 (有)花新
安部寿男 (株)イスズ
内野徳昭 (株)内野製作所
國分 茂 (株)國分工務店
鈴木一章 スズキホーム(株)
高橋光康 大和自動車ガラス(株)
小林千恵子 (株)デイテク
福山眞吾 (株)鶴屋
馬場勝安 馬場商事(有)

*氏名敬称略



清宮委員長



法人会ウェブサイト

今夏、北にある有名な動物園を訪ねた。ペンギン館で聞いたペレラン飼育員の話がとて興味深く、社会環境がいかに生き方を変えるのかを知る機会になった。ペンギンの夏は、つがい交代で卵を温めふ化させる子育ての季節。したがって厳密な一夫一妻制という説明だった。そこでメスに好まれるオスペンギンの特徴を聞いてみた。

「自然界では餌を多くとる、たくさんオスにメスは近寄る。だが、何もせずに餌がもたらえる動物園では、ひ弱な母性本能をくすぐるようなオスがモテている」とのこと。さらに、そのオスペンギンに何匹ものメスが恋をし、結果としていくつもの有精卵が誕生してしまう。ただし、オスは1匹のメスとつがいになるので、ふ化放棄の卵が複数出てしまうそうだ。

想いを遂げられなかったメスは独身を貫くので、必然的にオスが余る。それがどうなるかといえば、オス同士でつがいになる現象が起きるのだという。飼育員は、そのオスのつがいの寝床に気づかれないように

行き場のない卵を置くと、なんと交代で卵を温め始め、無事にペンギンの赤ちゃんが生まれる。

自然界にはない現象が、動物園という人工的な社会で起きる。食べ物に困らない、豊かな社会になり、生き物はその社会に見事に適応する。メスが好むオスの姿が変化し、オス同士のつがいができるなど驚きだが、冷静に考えれば分からないことでもない。人間社会も同じ現象があるから。



横並びでは無理な働き方改革

話を日本の社会環境の変化に置き換えてみたい。私が社会人になった時と比較すると利便性は大幅に増した。出先から人が運んでいた原稿は、FAXが登場、今はインターネットメールになった。出先からの連絡は公衆電話から携帯電話へ激変し、時間は大幅に節約できた。ただ、その分だけ余計な仕事が増えたとしか思えなかった。不思議に思わず、日々続けている仕事の何割かは、10年前にはなかったのではないかと気が付かないうちに余計な仕事を作り出してしまっていないだろうか。

日本の人口構造の変化を今さら指摘するまでもないが、いよいよ本格化する少子高齢社会。その対応策として打ち出されている働き方改革や多様性への取り組みは、まさに社会環境への変化の対応策だ。これまでの変化で無意識に増やした仕事を大胆に捨てなくてはいけない。さらに意識的に多様性を受け入れていく必要がある。



【筆者紹介】
海部隆太郎（かいべりゅうたろう）
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題について取材活動を展開する。

その取り組みは一律ではなく、百社百通りでやらなければ無理が出るだろう。横並びが得意な日本型では、うまくいかないと感じる。だからこそ、そこに冷静な判断が求められる。動物園のペンギン社会よりは複雑な社会だからだ。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

添付書類の提出省略

選付がスピーディー

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

今月の笑顔



SEIBU 西武信用金庫 八王子支店 (八日町・中央地区)
<http://www.seibushinkin.jp/>

▼今月の笑顔は、市内八日町の「西武信用金庫八王子支店」にお伺いし、今年4月入社という横山さんにお話を伺いました。

「仕事を始めて半年になりますが、今は事務、営業、窓口など、いろいろな部署を廻ってそれぞれの業務の流れと内容について研修を重ねています」

「各部署ともに重要な業務を行っていますが、いずれも最終的には“お客さまの役に立つ”ということが共通の目標です。そのためには事務の正確さや迅速性、商品に関する詳しいそして新しい知識の習得、丁寧で心のこもった対応など、常に心がけなければならぬことがたくさんあると感じています」

▼そんな中でも横山さんがいちばん大切にしているのが「小さな心遣い」。

「お客さまでもスタッフでも、常に相手の気持ちに立って物事を考えるようにしています。例えば以前、お客さまに案内図をお渡しするとき、少しでもわかりやすいように、とポイントとなる部分に印やコメントを書き込んでお渡ししたところ、とても喜んでいただいたことがあり、私の方も嬉しくなりました。ちょっとした心遣いと小さな工夫がお互いの心を豊かにすることに気づきました」

▼「金融機関は商品として目に見えるものでなく、付加価値をつけてご提供するものです。その中でも信用金庫はお客さまとの距離が近く、お客さまと一緒に考えながら作り上げていく姿勢が貫かれています。これによりお互いの信頼関係が生まれ、共に発展し、お客さまに頼りにされる存在になることが私どもの目標です」

▼夏のお祭りでは全員揃って祭りに協力し盛り上げるなど、金融のみならず、豊かで魅力あふれる街づくりにも力を入れる同金庫、お客さまの夢を形にするための「お客さま支援センター」を設置し、企業への事業支援、個人への資産形成・管理支援、そして街づくり支援など、幅広く対応できるサポート体制をとっています。



しらしいくお 支店長 白石育夫さん

よこやま あやか 横山彩夏さん

「現在お困りのこと、また、将来に向けての課題など、どんなことでもお気軽にご相談下さい」

▼いつも身近に音楽が、という横山さん。「高校の部活でアコースティックギターで弾き語りなどしていました。今はもっぱら聴く方ですが、和から洋までジャンルにはこだわらず、音楽に囲まれているととても幸せです」

▼横山さんのもうひとつの楽しみが映画。「レンタルカネット配信で家でじっくり観ています。恋愛ものはちょっと苦手、SFやホラー、感動ものが多いです。実は今とっても気になっているのは、映画でなくテレビドラマですが、“ウォーキング・デッド”。ゾンビものですが、スリル感だけでなく、極限下で生き延びていく人間同士の心揺さぶられるストーリーです。シーズン9に入り、ますます目が離せません。

▼将来の夢は?との問いに「月並みですが、温かい家庭に憧れます。仕事が好きなので、もし結婚しても続けてゆくつもりですが、どんなに忙しくても、家族との時間を大切にしたいですね」

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	多田 充伸	発行日	平成30年11月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	清宮 仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町	14-25		東京都八王子市南町9-8
第43巻	第8号通	巻456号	電話(042)625-4875(代)	FAX(042)625-0566	電話(042)626-2600(代)